|  |
| --- |
| **令和７年度 大阪府所蔵美術作品活用活性化事業**  **企画提案公募仕様書** |

１　事業名

令和７年度 大阪府所蔵美術作品活用活性化事業

２　事業目的・概要

大阪府では、令和６年度より、大阪府が所蔵する美術作品「大阪府２０世紀美術コレクション」（以下「所蔵美術作品」という。）を府内各地に展示し、府民に身近な場所での鑑賞機会を提供するとともに、観光資源としての活用を図ることで大阪府を訪れる観光客の増加につなげることを目的に、「大阪府所蔵美術作品活用活性化事業」を実施しています。

令和７年度は、令和６年度からの取組みに加え、大阪・関西万博の会場内で実施する「（仮称）大阪府20世紀美術コレクション展」（以下「コレクション展」という。）の開催や府内各地の美術作品の展示場所を周遊するイベントの実施等により、さらなる所蔵美術作品の活用活性化を行います。

|  |
| --- |
| 【大阪府20世紀美術コレクションについて】  大阪府が所蔵する美術作品。関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家の作品をはじめ、１９９０年代に開催した「大阪トリエンナーレ」の受賞作品など、絵画や版画、彫刻、写真など、約７，９００点の美術作品を所蔵している。  これらの作品は、大阪府立江之子島文化芸術創造センター（通称：ｅｎｏｃｏ）の指定管理者（以下　「ｅｎｏｃｏ指定管理者」という。）が管理・活用を行っており、ｅｎｏｃｏでの企画展のほか、府庁舎や万博記念公園等、府民に身近な場所での展示や美術館等への貸出業務に取り組んでいる。  なお、大阪府は常設展示を行える美術館を所有しておらず、所蔵美術作品の鑑賞については、令和６年度から実施している本事業やｅｎｏｃｏの貸出業務等により、府内各地に所蔵美術作品を展示することで、その機会提供を図っている。  　　　　また、「大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業」(以下「コレクション事業」という。)　　では、　令和５年度より、所蔵美術作品のバーチャル展示やデジタルアーカイブをコンテンツとした「大阪バーチャル美術館(ｅｎｏｃｏ＋)」の運営を行うとともに、バーチャルでの作品鑑賞が、リアルでの作品鑑賞（実際に展示している作品の鑑賞）につながるよう、府内各地で展示されている所蔵美術作品の展示場所の紹介等を行っている。  (参考)  〇　ｅｎｏｃｏ Webサイト  <https://www.enokojima-art.jp/>  〇　所蔵美術作品の展示場所  <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11261/20230801_tenjisaki_1.pdf>  〇　大阪バーチャル美術館(enoco＋)  <https://www.enoco.jp/> [Ｗｅｂサイト]  <https://www.instagram.com/osakavirtualartmuseum/> [instagram]  ○ 大阪・関西万博の会場内で実施する「コレクション展」  場所：ギャラリーEAST  日程：令和７年９月１３日(土曜日)から令和７年９月１５日(月曜日・祝日)まで[予定]  <https://www.expo-osaka2025.com/osakaweek/regular/event/0913_fuminbunka.html> |

３　履行期間

令和７年５月中旬から令和８年３月３１日（火曜日）まで

４　委託金額の上限額

57,988,000円（消費税及び地方消費税を含む）

５　委託業務の内容と提案を求める事項

本事業では、次の(1)～(4)の業務を実施することとし、その効果的な実施内容等について、（１）～（5）に記載する「提案を求める事項」について、提案を求めるものである。

事業の実施にあたっては、ｅｎｏｃｏ指定管理者、コレクション事業の受託事業者等と相互に連携して　　効果の最大化を図りつつ、大阪府と各業務の具体的な内容を十分に協議した上で、実施していくこと。

また、大阪・関西万博への来場促進や大阪の魅力発信に対する効果を考慮して取り組むこと。

**（１）展示場所の開拓・調整及び作品の選定・設置等**

府内各地の日常的に利用が多い施設で、所蔵美術作品を展示するため、新たに展示場所を開拓し、展示に係る一切の調整を行うこと。

また、展示場所に展示する作品を所蔵美術作品の中から選定し、その展示場所にふさわしい展示方法を調整したうえで、展示する作品を輸送、設置までを行うこと。

【数値目標】　令和７年度中に新たに展示する作品数：２０作品

【業務詳細及び留意事項】

**①展示場所の開拓・調整**

**（展示場所について）**

〇 展示場所は、美術作品の価値や魅力が十分に伝えられる屋内空間であること。

〇 府民に身近な場所での鑑賞機会を提供できるよう、府内各地の日常的に利用が多い施設とすること。公共施設や公共交通機関以外で、３～５カ所程度は開拓することが望ましい。なお、開拓する展示場所が大阪市内に集中することを避け、少なくとも１カ所は大阪市外での展示場所が開拓できるよう努めること。

〇 美術作品を観光資源として活用するという本事業の目的を達成するため、観光施設以外でも観光客が立ち寄りたくなるような場所を展示場所として開拓する等、工夫を凝らすこと。

〇 事業開始前より大阪府が展示に向けた調整を行っている場所等については、大阪府と協議しつつ、　　新たな展示場所とできるよう調整すること。なお、大阪府が行っている調整において、作品の選定まで　行っている場合は、展示方法の提案やキャプションの作成、作品の輸送・設置等、未調整の業務を実施すること。あわせて、必要に応じて、大阪府が相手先と行う打ち合わせ等に同席すること。

(参考：R６年度実績例)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 展示場所 | 展示作品 | 設置に要した主な備品等  （展示台等） |
| ホテル日航関西空港 | 絵画１点 | なし |

　　　　　※令和６年度事業委託期間（令和６年１０月～令和７年３月）。

事業委託前から、大阪府では公共施設・公共交通機関等における展示について調整を行っていた。

**（展示期間について）**

〇 展示期間は、おおむね半年から１年とする。ただし、それ以上の期間で、展示が可能と見込まれる場合は、大阪府が作品の状態等を確認したうえで展示の継続が可能となるよう、作品設置前に、展示場所の責任者等と展示を継続するための手順等に係る調整を行うこと。

〇 上記に関わらず、非常に多くの方に鑑賞いただけるなど、本事業の目的(府民に身近な場所での鑑賞機会を提供するとともに、観光資源としての活用を図る)が達成できる場合は、より短い期間でもよい　ものとする。この条件による開拓を行う場合は、展示によって得られる効果を具体的に説明したうえで、必ず、事前に大阪府の承諾を得ること。

**（展示に係る条件について）**

〇 展示場所に対する使用料等の支払いは、原則行わないものとする。

〇　開拓した展示場所については、下記の（１）②及び③の内容を遅滞なく行い、令和７年度中に作品を展示することを原則とする。

**②展示する作品の選定・展示方法の調整・キャプションの作成**

**（展示する作品の選定について）**

〇　新たな展示場所の地理的特徴、歴史、現在の環境、想定される鑑賞者等を踏まえたうえで、所蔵美術　　作品の中から展示する作品を選定すること。展示作品の決定は、修復の要否等、作品の状態を考慮し、大阪府と協議の上で行うものとする。

〇 選定にあたっては、そのコンセプトを明確に示すこと。なお、所蔵美術作品の様々なジャンル（絵画・　　　彫刻・版画・写真等）から選定すること。

**（展示方法の調整について）**

〇 展示方法は、大阪府や展示場所の管理者等と協議の上、通行・滞在する人及び作品自体の安全性を確保するものとすること。

〇 府民だけでなく、観光客が鑑賞することを意識するとともに、美術作品が観光資源として活用されるよう、また、鑑賞する人に対して大阪の魅力等を発信できるよう、工夫すること。

**（キャプションの作成について）**

〇　展示する作品のキャプション（作品紹介や作品解説を含む、鑑賞に資する情報をまとめたもの）を作成すること。

〇　キャプションにおける作品解説については、美術に馴染みがない人であっても、興味を持って作品鑑賞を行えるよう、専門用語を多用せず、平易な言葉でわかりやすいものを作成すること。

〇　世界各地からの観光客が作品を鑑賞することを想定し、日英２ヵ国語で作成すること。なお、英語の　　キャプションについては、現代美術の専門用語の適否を判断できるネイティブスピーカー（英語を母国語とする人）によるネイティブチェックを受けること。

〇　キャプションに掲載する情報の詳細は、大阪府と協議の上で決定するものとする。

**③作品の輸送及び設置**

〇 新たに展示する作品について、その作品を収蔵もしくは展示している場所から適切な方法で輸送し、　事前に大阪府や展示場所の管理者等と調整の上、決定した展示方法により設置すること。

〇 美術作品は取扱いに注意を要することから、業務全般を熟知した現場責任者が立ち会い、各作業員に　明確に作業手順・内容の指示を行うとともに、一般的に美術品輸送とされる手法により梱包、輸送、　　解梱、作品の組み立て等を行うこと。

〇 設置に係る備品（結界、額、ピクチャーレール、展示台、展示ケース等）を調達すること。その仕様等は　大阪府と協議の上で、本事業の委託料の範囲で調達可能なものとすること。なお、調達した備品は、　原則として、本事業終了後も、その展示場所での作品展示が続く限り、展示のために利用する。

〇 万一、次の事項の事故が生じたときに備え、必要な輸送及び展示作品等の保険等への加入も検討　　するなど、事故が生じた場合には委託事業者の責任において処理及び補償すること。

・第三者、施設利用者及び委託事業者の人身事故

・作業車両による全ての事故

・収蔵・展示施設内通路の縁石・植栽及び建物とそれに付随する設備に対する事故

・対象作品等に対する事故

・その他委託事業者の管理に基づく事故

〇 「展示に係る保険契約の締結」「展示作品の修復」については、大阪府が実施するものとし、本事業の対象外とする。

|  |
| --- |
| **提案を求める事項 １** |
| 〇展示場所の開拓手法を具体的に提案してください。また、開拓する展示場所の候補がある場合は、　　その候補地について記載してください。  〇展示場所で美術作品の価値や魅力を十分に伝えるための工夫、美術作品を観光資源として活用するための工夫について、具体的に提案してください。  〇作品選定の手法を具体的に提案してください。選定に関する監修者の候補がある場合は、その人の　氏名・これまで監修を行った実績等を記載してください。  〇作品展示（展示方法・キャプション等）について具体的に提案してください。 |

**（２）展示場所のリニューアル**

府内各地の所蔵美術作品の展示場所について、展示する作品の変更（展示替え）やキャプションの　　整備を行い、府民や観光客等が作品鑑賞をより楽しめるよう、リニューアルを行うこと。

【数値目標】　展示場所のリニューアル：３カ所

【業務詳細及び留意事項】

**① 大阪府咲洲庁舎におけるリニューアル**

〇　大阪府咲洲庁舎における所蔵美術作品の展示について、そのコンセプトを設定し、必要に応じて、作品の展示替えや庁舎内で作品移動を行い、よりよい展示空間となるよう、リニューアルすること。

〇　来庁者が設定したコンセプトを理解して、よりよい作品鑑賞を行えるよう、必要に応じて、解説パネルやキャプションの設置・再作成等を行うこと。

〇　コンセプトの設定にあたっては、現在展示されている作品の特徴を踏まえること。なお、現在、咲洲庁舎では、１９９０年代に開催された国際現代造形コンクール「大阪トリエンナーレ」に出展された立体作品が数多く展示されている。大阪トリエンナーレは、欧米だけでなく、アジア・アフリカなどからも参加する　ことができたたため、その受賞作品も国際色豊かなものとなっているので、参考とすること。

**② 大阪府立国際会議場におけるリニューアル**

〇 会議場内で展示されている所蔵美術作品全点について、国内外からの来場者が作品鑑賞を楽しめるよう、キャプションの再作成を行うこと。また、必要に応じて、展示作品の解説パネルを作成、設置する　　こと。なお、現在展示中の作品については、２　事業目的・概要」にて示した「所蔵美術作品の展示場所」を参照すること。

大阪府立国際会議場　<https://www.gco.co.jp/>

**③ その他の場所におけるリニューアル**

〇　現在、所蔵美術作品を展示している場所のうち、展示作品の状態や展示場所の状況、展示場所の　　管理者等からの展示替えの要望等に基づき、その必要性がある展示場所について、展示替えや作品移動、キャプションの設置・再作成等のリニューアルを行うこと。なお、リニューアルを行う場所・内容は、大阪府と協議の上、決定する。

〇　リニューアルにあたっては、現在の展示作品の状況や展示場所に滞在する人の特徴等をふまえたコンセプトを設定にすること。

〇　コンセプトの設定にあたっては、展示場所について、現在の状況に加え、今後予定されている環境の　変化等も考慮すること。また、展示替えを行う場合は、そのコンセプトに沿った作品選定を行うこと。

**④ 共通事項**

〇　作品の選定・輸送・設置及びキャプションの作成・設置については、（１）②「展示する作品の選定・展示方法の調整・キャプションの作成」及び③「作品の輸送及び設置」と同様とする。

〇　展示替えにより、展示場所から作品の引き上げを行う際、立体作品については、梱包作業に加え、必要に応じて分解作業を行うものとする。また、引き上げを行った作品については、大阪府の指定する場所へ輸送もしくは設置すること。

〇　展示替えを行うにあたり、ピクチャーレール等の備品が不要となる場合は、その備品の撤去もあわせて行うこと。なお、備品を取り付けるために壁に穴を開けている場合は、その穴を適切にふさぐ等、展示　　場所の原状復帰を必要に応じて行うこと。

〇　リニューアルは、展示場所の事情にあわせ、大阪府と協議をしつつ、柔軟にスケジュール等を設定し、実施していくこと。

|  |
| --- |
| **提案を求める事項 ２** |
| 〇大阪府咲州庁舎におけるリニューアルについて、そのコンセプトを提案してください。展示替え等を行う作品について、具体的な候補が挙げられる場合は、その内容を記載してください。  〇現在、所蔵美術作品を展示している場所のうち、リニューアルを行う場所を提案するとともに、リニューアルにおけるコンセプトを示してください。また、その場所を選んだ理由を明示してください。 |

**（３）大阪・関西万博における「コレクション展」の開催及び鑑賞促進イベントの企画・開催**

　　　　大阪・関西万博の会場において、大阪府・大阪市や府内市町村がそれぞれの地域の特色を生かしたイベントを展開する「大阪ウィーク」のレギュラーイベントとして、所蔵美術作品等の展示を行う「コレクション展」を開催すること。あわせて、会場内外において、「コレクション展」と連動する企画として、所蔵美術作品の鑑賞を促進するイベントを実施すること。

なお、本項目の内容については、事業開始後、大阪府と協議を行うとともに、大阪府・大阪市万博推進局（以下「万博推進局」という。）、大阪ウィーク事務局、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という。）等からの今後の情報をもとに、都度、調整を行い、決定するものとする。

【数値目標】　「コレクション展」への来場者及び鑑賞促進イベントへの参加者：10,000人

大阪府では、「コレクション展」及び鑑賞促進イベントについて、上記の数値目標を設定している。　　この目標が達成できるよう、集客効果が高い内容を企画するとともに、広報周知に関して、必要な　　対応を行うこと。

【業務詳細及び留意事項】

**①大阪・関西万博における「コレクション展」の開催**

**（実施期間について）**

〇　設営・撤収を含めた「コレクション展」の実施期間は、令和７年９月１２日(金曜日)から９月１６日(火曜日)までの５日間とする。

〇　少なくとも、令和７年９月１３日(土曜日)から９月１５日(月曜日・祝日)までの３日間については、会場の開催可能時間(午前９時から午後９時を予定)は必ず開場することとし、設営・撤収の状況に応じて、　９月１２日(金曜日)・９月１６日(火曜日)についても開場することで、できる限り、「コレクション展」に多くの方が来場できるよう工夫すること。

〇　なお、設営・撤収の作業時間については、今後、万博推進局や大阪ウィーク事務局、博覧会協会等から示される情報をもとに、同協会等と調整を行うこととし、必要に応じて、夜間等の搬出入・設営に対応　すること。

**（開催場所について）**

〇　「コレクション展」は「ギャラリーEAST」を会場として実施する。現時点での施設概要については、別添資料（以下、「施設の利用ガイド等」という。別途、開示申込を行った者にのみに開示）を参照すること。

〇　施設使用料（付随する備品・設備使用料・時間外を含むその他経費）は、本事業の委託料より支払いを行うこと。支払時期・金額・支払先等については、契約締結後、大阪府より指示を行うので、それに　　従うこと。また、必要に応じて、大阪府と共に、万博推進局や大阪ウィーク事務局、博覧会協会との調整を行うこと。万博会場内の施設利用に係る費用に関する詳細は、現時点で公開されていないため、現在想定されていない費用についても、支払いの必要が生じる可能性があるので、対応すること。

　　　（会場の概要）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称 | ギャラリーEAST |
| 建築概要 | 鉄骨造 |
| 展示面積 | 292.5㎡ |
| 展示場サイズ | 間口 約２０ｍ/奥行　約２０m/高さ 約３．５m |
| 施設設備（※） | LEDスポットライト（展示用照明） |

　　　　※ピクチャーレールの設置はないため、展示する場合はパネルやボードの持込が必要（備品は施設に　　　なし）。弱粘性のテープで壁に貼り付け可能。

**（展示内容について）**

〇 　契約締結後に大阪府が示す所蔵美術作品等(最大１００点程度)を会場内に展示すること。 なお、　　展示作品は、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」に関連したテーマで　選定したものであり、展示にあたっては、そのコンセプトに基づくとともに、来場者が安全かつ快適に　　作品を鑑賞できるよう、留意すること。

〇 　現代美術に馴染みがない来場者であっても「コレクション展」を十分に楽しめるよう、会場内には、　　作品展示に加えて、展示に関する解説パネル等を用意すること。なお、展示作品のキャプションデータは、大阪府から提供する予定であるので、デザイン等を大阪府と協議の上、詳細を決定し、設置すること。　また、必要に応じて「コレクション展」の展示作品等を記載したリーフレット等を用意し、来場者が自由に持ち帰れるように必要な部数を印刷すること。

〇　　展示作品については、できる限り、来場者が自由に写真撮影を行えるよう、著作権処理を行うこと。

〇　　会場内の全ての展示物については、施設の利用ガイド等に記載の内容を満たすとともに、国内外から　幅広い年齢層の来場が見込まれることに留意し、多言語対応を含め、多くの人に伝わりやすい展示となるような対応・工夫を行うこと。

**（展示空間について）**

〇　　来場者が「コレクション展」の展示作品だけでなく、「コレクション展」では展示されていない所蔵美術作品や現代美術そのものに興味関心を持つよう、工夫すること。

〇　　「コレクション展」で展示されていない所蔵美術作品への興味を抱かせるための具体的な手段として、下記２点を行うこと。

・ 会場内に大型のサイネージを設置し、所蔵美術作品に関する情報を発信している「大阪バーチャル美術館」のＷｅｂサイトを閲覧できるようにすること。「大阪バーチャル美術館」のＷｅｂサイトでは、「コレクション展」と連動する企画をＷｅｂサイト内で実施する予定であるため、会場から、その企画に参加できるよう、例えば、タッチ機能のついたサイネージを用意する等、対応を行うこと。

・　大阪府内で展示している所蔵美術作品への鑑賞を促すため、本事業で実施する鑑賞促進イベントへの誘導を行うこと。

〇　　「コレクション展」への来場を予定してない万博会場への来場者について、「コレクション展」へ来場を誘導できるよう、例えば、来場するきっかけとなるよう外部から見える部分に印象的な装飾を行う、休憩を兼ねた鑑賞も行えるよう会場内にソファー等を設置する等の工夫を行うこと。

〇　　大阪府は、文化芸術の力で、心豊かで活力ある未来を切り拓いていくことをめざしており、「コレクション展」の来場者が、作品鑑賞を通じ、文化芸術への理解を深め、　次世代への継承に興味関心を持つことができる空間とすること。また、所蔵美術作品には現代美術の黎明期の作品も多く含まれていることから、大阪が育んできた現代美術作品・作家の歩みを鑑賞者に感じてもらえるよう、誰もが親しみやすく、　　鑑賞しやすい展示空間となるよう、設計すること。

**（展示作品の輸送・設置について）**

〇 作品の輸送・設置に関する留意事項等は、（１）③「作品の輸送及び設置」と同様とする。詳細は、大阪府と協議の上、万博推進局、大阪ウィーク事務局、博覧会協会等からの指示・情報をもとに適切に対応すること。

〇 　施設設備に、ピクチャーレールや移動壁は含まれていないため、パネルやボード等、展示に必要な一切の備品は会場外より持込、設営を行う必要がある。なお、展示作品には、専用の展示台や展示ケースが必要となる立体作品や光表現を用いるため暗室内に展示する必要がある作品が含まれる可能性が　ある。

〇　展示作品については、施設の利用ガイド等に記載の動産総合保険に加入するとともに、輸送・設置に　　あたり、必要な保険に加入すること。なお、保険料は、本事業の委託料に含むものとする。

**（会場内イベントの企画・開催について）**

〇 会場内の一部を実施場所として、参加者がアートを身近に感じることを目的としたイベントを企画・開催すること。

〇 イベントの内容は、創作体験などのワークショップや所蔵美術作品の作家を招いてのトークショーなど、コレクション展への理解を深められるものや所蔵美術作品・現代美術への興味関心を抱かせるものとすること。イベント参加後、所蔵術作品、特に府内各地で展示されている作品の鑑賞を促進するものとすることが望ましい。

〇 イベントは、令和７年９月１３日(土曜日)から９月１５日(月曜日・祝日)までの３日間については、少なくとも　１日１回以上実施することとし、多くの来場者が企画イベントに参加することができるよう開催　　　時間・回数を工夫すること。

〇　イベントの参加料は無料とし、必要に応じて、予約制を導入するなど、参加したいと思った方がスムーズに参加できるよう、仕組みを整えること。

〇　「コレクション展」は、国内外から幅広い年齢層の来場が見込まれるが、特に、本イベントについては、子どもや外国人の参加を念頭に、興味を惹き、楽しくわかりやすい内容とすること。トークショーなど、　　言語での理解が重要なイベントについては、同時通訳の配置等を行うこと。

**（その他）**

〇　展示内容・展示空間についてはラフ画を作成するなど、大阪府が十分に内容を検討できるよう、内容を提示すること。提示内容に対して、大阪府は、内容の変更や追加・修正を求めることがあるので、真摯に対応すること。

〇　広報物の制作等、広報周知に必要な業務を行うとともに、来場者等向けの問い合わせ窓口を設置　　すること。なお、Ｗｅｂサイトから情報を発信する場合、原則として、発信元のＷｅｂサイトは「大阪バーチャル美術館(ｅｎｏｃｏ＋)」とし、コレクション事業の受託事業者と発信に関する十分な調整を行うこと。

〇　報道機関向けの内覧会の実施を検討する等、「コレクション展」ができる限り、メディアに取り上げられ、来場者の増加につながるよう、必要な対応を行うこと。

〇　会場利用に係る一切の手続きに加え、会場に関係者として入場するための手続き、「コレクション展」実施に必要な全ての許認可申請、届出を行うこと。

〇　「コレクション展」開催中は、責任者を設定のうえ、会場スタッフを配置し、来場者への案内や巡回・　　警備等の体制を十分に確立すること。あわせて、イベント賠償責任保険等、「コレクション展」の開催にあたり、必要な保険に加入すること。

**②万博会場内外で実施する鑑賞促進イベントの企画・開催**

〇　「コレクション展」の会場、ｅｎｏｃｏ、府内の所蔵美術作品の展示場所を周遊する鑑賞促進イベントを　実施すること。実施にあたっては、万博会場への来場者が参加しやすくなるよう、来場者の多くがダウンロードするアプリ(EXPO Wallet等)を利用したものとすること。なお、ＥＸＰＯ Ｗａｌｌｅｔを活用したデジ　　タルスタンプラリーが多数開催されているので、参考とすること。

〇　イベントの参加特典については、より多くの方が参加したい、と思うものとするとともに、万博来場の　　ために大阪府を訪れた観光客等、大阪府の一時的な滞在者が多く参加するイベントであることを考慮して、内容を決定すること。例えば、特典を引き換えるために特定の場所への来所を求めるのではなく、特典の取得条件を満たせば、アプリ内にて自動で入手できるＮＦＴ（非代替性トークン）を特典にするなどの工夫が望ましい。あわせて、本イベントが、美術作品をめぐる、という特徴をもつことから、　　例えば、所蔵美術作品や作品の展示場所を特典のデザインに取り入れる等の検討も行うこと。

〇　イベントの参加料は無料とすること。利用するアプリについても、イベント参加者にはダウンロードに係る通信費以外の費用負担がないものとすること。なお、イベント実施者に対して、アプリ利用料がかかる　場合は、本事業の委託料から支払いを行うこと。

〇　イベント開催期間は、「コレクション展」の開催期間を含めて、３カ月程度とし、「コレクション展」と　　　「鑑賞促進イベント」が相互に誘客できるよう、工夫すること。

〇　広報物の制作等、広報周知に必要な業務を行うこと。なお、Ｗｅｂサイトから情報を発信する場合、原則として、発信元のＷｅｂサイトは「大阪バーチャル美術館(enoco＋)」とし、コレクション事業の受託事業者と発信に関する十分な調整を行うこと。

〇　本イベントの開催に係り、万博推進局、大阪ウィーク事務局、博覧会協会等との調整・手続きが必要と　なった場合は、大阪府と協議のうえ、一切の対応を行うこと。

|  |
| --- |
| **提案を求める事項 ３** |
| 〇「コレクション展」の会場設営及び作品展示にあたる体制（車両・人員等）と開催に係るスケジュールについて、具体的に提案してください。また、展示に係る備品の手配についても想定しうるものがあれば、記載してください。  〇会場内イベントの内容について、具体的に提案してください。また、想定される参加者や得られる効果について記載してください。  〇鑑賞促進イベントの内容について、具体的に提案するとともに、「コレクション展」との相互誘客を実現するための仕掛けや工夫について記載してください。また、イベントの開催による府内周遊に関する　　効果について、明示してください。  ○「コレクション展」及び鑑賞促進イベントの数値目標を達成するために必要な広報周知について、想定　　　しうる内容を記載してください。 |

**（４）情報の発信**

　(1)～(3)の業務の実施において、必要な情報の発信、広報に関する業務を実施すること。

【留意事項】

〇　コレクション事業の受託事業者と連携した、新たな展示場所や展示場所のリニューアル等、作品展示に関する情報発信について、提案を行うこと。

〇　「コレクション展」「鑑賞促進イベント」について、国内外の幅広い世代や、現代美術に馴染みのない方を含め、多くの方の興味・関心を惹き、万博会場への来場やイベントへの参加につながるよう、広報を　行うこと。用いる媒体については、ポスター・チラシ・Ｗｅｂ広告等から、府と協議の上、決定すること。なお、配布・配信にあたっては、その対象について、事前に府の了承を得ることとし、配布・配信に係る費用が発生する場合は、その全額を本事業の委託料より支払うこと。

|  |
| --- |
| **提案を求める事項 4** |
| 〇コレクション事業と連携した、新たな展示場所や展示場所のリニューアル等、作品展示に関する情報にの発信方法について、具体的に提案してください。  〇「コレクション展」「鑑賞促進イベント」について、国内外の幅広い世代や、現代美術に馴染みのない方を含め、多くの方の興味・関心を惹く広報手法（広報先・媒体等）を提案してください。 |

**（５）業務の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力**

各業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築すること。

【留意事項】

〇　業務に従事する者のうち、少なくとも１人は学芸員等、現代美術に精通しており、美術作品の展示にかかる調整について必要な能力を有する者とすること。なお、必要な業務を担えるのであれば、顧問やアドバイザー等、委託事業者の従業員ではない者をあてることは妨げない。その際の報酬等については、　法令を遵守し、委託事業者で適切に対応すること。

〇　同種又は類似業務（美術作品等の展示や鑑賞促進にかかる企画業務）の実績がある場合は、過去（令和２年４月１日以降）の実績について示すこと。

|  |
| --- |
| **提案を求める事項 ５** |
| 〇業務の実施体制及び人員について、具体的に提案してください。なお、現代美術に精通している人員については、求める能力を有することがわかるよう、氏名・職務経歴等を明記してください。  〇業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュールを提案してください。  〇令和２年４月１日以降、本事業の公示日までに履行した同種又は類似の業務（美術作品等の展示や鑑賞促進にかかる企画業務）の実績がある場合には、その詳細が分かる資料を別途提出してください（様式自由）。 |

≪留意事項（共通）≫

・大阪府との協議にあたっては、大阪府が十分にその内容を検討できるよう、ラフ画、イメージ図、表等を　用いて、わかりやすく、その内容を提示すること。提示内容に対して、大阪府は、内容の変更や追加・　　修正を求めることがあるので、真摯に対応すること。

・事業が次年度以降も継続することになった場合、次の受託事業者が業務を円滑に実施できるよう、必要に応じ業務の引継ぎを次の受託事業者に実施すること。

・大阪府からの指示に基づき、府の関連施策、市町村、経済団体、教育機関等の関係機関と連携し、事業効果を高められるよう取り組むこと。

6　成果物の納入とその時期

　　 本事業の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。紙媒体１部及び電子データを納入すること。

なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 成　果　物 | 内　　　　容 | 納入時期 |
| ①業務実施計画書 | 業務の実施体制・実施内容・スケジュール等を事業実施計画としてまとめたもの | 契約締結日後１４日以内 |
| ②業務実績報告書 | 業務の実施経過、実施結果をまとめた報告書 | 令和８年３月１９日（木曜日）　まで |
| ③業務完了報告書 | 業務を完了したことが記載されたもの | 令和８年３月３１日（火曜日） |
| ④収支精算書 | 業務の収支精算書に支出額の内訳書を添付 | 令和８年３月３１日（火曜日） |

7　委託業務の一般原則

(1)　委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務遂行上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、事業の実施にあたり、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。

（２）業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子　　データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じること。

（３）委託事業者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。

（４）委託事業者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に　　実施するものとする。

（５）業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

（６）再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

8　権利義務の帰属

**(1)成果品の帰属等**

・本事業の実施により得られた成果品、情報、物品等については、全て大阪府に帰属する。

・成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページやSNSアカウント等において掲載する。

**(2)著作権及び個人情報の保護等について**

・本事業の成果物及び成果物に使用するため制作したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第２１条から第２８条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、大阪府に帰属するとともに、事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものと　する。

・委託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。また、展示作品のキャプション等、本事業の成果物で使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像権、商標権などの権利関係の処理・調整については委託事業者が行い、必ず著作権者等の了承を得て使用すること。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託事業者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

9　経費の取扱い

(1)委託事業者は本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。

(2)本事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費を賄ってはならない。また、営利のみを目的とした経費、親睦を深めるための交際経費、その他本事業と無関係と思われる経費については対象外とする。

(３)大阪府は、委託期間中、委託事業の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて

　　 調査することができる。

(４)委託事業者は業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の 確認を受けること。なお、経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

10　その他

(1)委託事業者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

(２)見積りの詳細については、大阪府と事業の委託契約を締結する際に協議すること。

(３)大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことを　　もって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

(４)全ての証拠書類は業務終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存しなければならない。

(５)個人情報の取扱いについては特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人　情報保護の観点から委託事業者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

≪同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置≫

業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。委託事業者は、作業員に、同特記事項を遵守　する旨の誓約書を提出させること。

（６）委託事業者は、契約締結後、定期的に業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること。日常的な報告に加え、毎月１０日までに前月の事業実施状況を書面で報告すること。（報告様式は別途協議）

（７）委託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の　　抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

（８）大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

（９）紛争が起きた場合、委託事業者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。

（１０）業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と委託事業者で協議の上、業務を遂行すること。

(１１)その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。